



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年8月号

はじめに

この号のポイント:

- 1 相続で「もめる」理由
その1は、「新民法」の
相続人、平等の考え方。
- 2 その2は、「遺留分」…

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。

本格的な夏がやってまいりました。皆様、体調などくずされていらっしゃるのではないでしょうか。まだまだ暑いです。くれぐれもお体にはお気をつけていただきますようお願い申し上げます。

今月から『相続と事業承継』をテーマにとらえます。

巷には、数々の「“相続”本」「“事業承継”本」が上市されております。詳細のしくみの解説は、それら「専門書」にゆずらせていただき、当もがトン通信では、“相続で、もめるポイント”や“要注意ポイント”、“うまくやるポイント”など、重点に絞って考察させていただきますと思います。

予定では、4回シリーズに…

- 8月号(今月)は、全般編「相続は、なぜ?“もめる”か…」
- 9月号、法人編「事業承継のポイント…自社株式とは」
- 10月号、法人編「事業承継のポイント…生命保険は有効か」
- 11月号、個人編「相続のポイント…不動産資産」

相続が身近な方も、そうでない方も…“頭の整理”に…。
お気軽に、ご一読下さい。

「新民法」と「法定相続人の権利」…

相続人どうしの
平等…
素晴らしい考え方
なんです…

現行の「新民法」では、戦前の「旧民法」とは異なり「長子相続」や「家督相続」ではありません。「法定相続人」同士は、“平等”で、特に“優劣”もなく、それぞれの決まった割合で財産を相続する『権利』がある…という考え方なのです。

この“平等”という考え方が…「もめる原因 その1」なのです。

「遺留分」とは…

「財産を残す人(被相続人)」は、遺言で、自由に相続財産を分配することができます。たとえば、1人の相続人に、全財産を引き継がすという遺言も残すことはできます。

…ただし……一方で…

他の法定相続人には、最低限これだけは相続財産を受け取れるという“権利”が民法で保証されています。これが「遺留分」です。

※法定相続分の1/2か1/3です。この遺留分は、「相続人が被相続人を虐待した」等の特に“非行”のある場合を除いて、無効にはできません。また、被相続人の兄弟姉妹には遺留分ありません。

この「遺留分」が「もめる原因 その2」なのです。

「遺留分減殺（いりゅうぶんげんさい）請求」…

遺留分を侵害された相続人は「自分の遺留分の範囲までは、（他の相続人から）財産の返還請求（遺留分減殺請求）をする」権利をもっています。家の事情、被相続人の考え、会社の事情など、お構いなしの権利です。

例えば会社の後継者に選ばれた「次男」が、会社の自社株を全て相続し、他の兄弟姉妹には“遺留分に足る財産”を分与しなかった場合、「遺留分までは、私にも財産を分けてくれ！」と主張する権利があるということです。（※あくまで権利です。請求しない自由もあります。）

親子間では、まだ押さえが効いていたとしても、ご両親亡き後、兄弟姉妹どうしでは、「お互いに“貰う立場の人”」ということもあり、遠慮、気兼ねなく「我」がぶつかり合うようです。

『小さい時から、おまえばっかり可愛がってもらった…』

『兄貴の方が、学資もたくさん出して貰ったじゃないか…』

『親の面倒は、私が見ていたわよ…』

…もう、こうなったら、お互い一歩も引きません。それぞれの配偶者も絡んで、長年、溜まりに溜まっていたものが一気に吹き出してきました…これが、大部分の「もめる」構造です。

遺言を残す側は、「貰う人」ばかりではなく、「貰えない人」をどのようにして納得させるか…充分すぎるぐらい配慮しなくてははいけません。

ご両親亡き後

…

兄弟姉妹間は

…

押えが効かない

「代償分割」とは…

「会社の株式」や「土地」のように、どうしても一部の相続人に「集中」して相続させなくてはいけない財産もあります。

こんな時、どのようにして「遺留分問題」を回避すればいいのでしょうか。

「代償分割」という手法が使えます。

特定の相続人が、他の相続人の分も合わせて（まとめて）相続する場合、相手の分と同等の価値の「自分（固有）の財産」を相手に渡すことによって、相手の遺留分を侵害しない…という方法です。

通常「自分の財産」には、金銭が使われる場合が多いです。土地などの現物でも可能ですが、評価が難しく、譲渡税等の問題も出てくる場合がありますので。

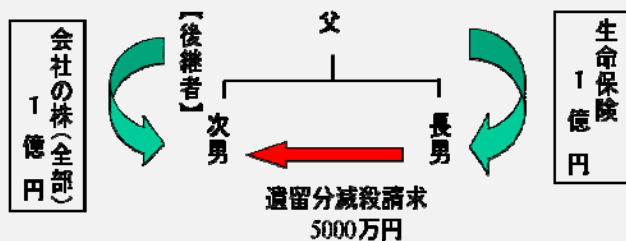
生命保険は「相続財産」か？

(被保険者がかけていた) 生命保険金は…「相続財産」ではありません。税金計算の便宜上、相続財産と合算して相続税を払いますが、相続で引き継いだ財産ではなく、もともと受取人が持っていた「受取人固有の財産」として扱われます。

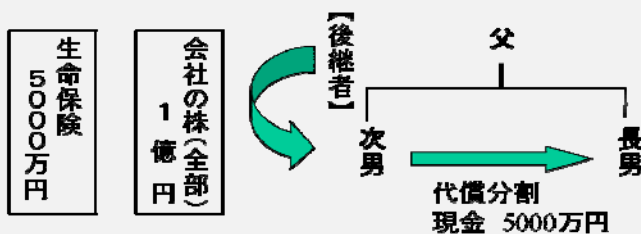
従いまして、仮に「相続放棄」するような場合でも(被相続人の借金の方が、もらう財産より多い時など)、「相続人を受取人とした生命保険金」は、そのまま受け取れます。また、生命保険金を「固有の財産」として、「代償分割」に使うことができます。

「親心」は…「もめごと」のもと??

①よくある 失敗例



②正しい掛け方



親心とは本当にありがたいものです。…が、

「次男には会社を残したが、長男には何も無い…せめて、同額の生命保険を……」この親心が、①のような骨肉の相続争いの“火種”になろうとは……。

正しい知識で、②のような方法を組み立てることが、“もめない”コツです。

※ただし、この例では、兄弟で受け取る額に差が出ています。やはり不公平感は払拭できていません。例えば、別途、長男を受取人とした生命保険を5000万円準備しておいてあげるなど、細かい配慮が必要です。

※本来は、次男が、親からの生命保険金ではなく、自前の5000万円をはき出すぐらいの自覚があれば、「もめる」ことはないでしょうね。ただし、家業を引き継ぐ事が、必ずしも“楽な道”ともかぎりませんので、…そこは、長男と次男が互いの立場に立って、十分に話し合う必要があるのではないのでしょうか。

まとめ

まずは、全般編でした。私見ですが、「もめる原因」は、「(現行)民法」が「権利」はきちっと規定しているが、「義務」の規定を怠っているという点に、最大の原因があるのではないのでしょうか。本来、「権利」には、それ以上の大きな「義務」がついてくるものです。

相続は、「嫉妬」「我欲」をコントロールすることです。…「義務」と「権利」を正當に評価して、大人として考え、行動することが求められる作業です。相続になると、皆、子供になってしまうようです。「もめる」と誰も得をしません。みんなの不利益になります。

では…来月号から具体的なポイントに入っていきます。…乞う、ご期待。

【ご注意】本メールマガジンの記事で紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂

～企業のリスクファイナンス

事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>